

# 徳島県林業労働安全衛生推進大綱

令和 5 年度～令和 9 年度

徳 島 県

## 目 次

### 徳島県林業労働安全衛生推進大綱

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | はじめに               | 1  |
| 2 | 林業労働災害の現状          | 2  |
| 3 | 第1～4次労働災害防止計画の概要   | 9  |
| 4 | 徳島県における林業労働災害の防止対策 | 11 |
| 5 | 附属資料               | 19 |

# 徳島県林業労働安全衛生推進大綱

## 1 はじめに

---

徳島県における林業の労働災害は、毎年20件から30件程度発生しており、長期的には減少傾向にあるが、依然として高い状況にある。

一方、数年おきに発生していた死亡災害については、平成30年以降は発生しておらず、改善が見られる。

令和5年3月に厚生労働省が公表した「第14次労働災害防止計画」（2023年度～2027年度）を受け、徳島労働局が策定した「徳島第14次労働災害防止推進計画」において、林業は、重点的に労働災害防止対策に取り組む業種に取り上げられている。全国統計においても、労働災害の発生度合を表す指標である「年千人率」では、林業は全業種平均の約9倍の状況が続いている、労働災害発生率が著しく高い業種となっている。

また、林業従事者の高齢化は、依然として高水準にあるが、近年はリタイアによる減少の傾向が見られる。しかし、高齢化による身体機能の低下に起因する、転倒等の労働災害は依然として多く、高齢者の特性を考慮した労働安全衛生対策が求められている。

一方で、高性能林業機械のオペレーターを中心に若者の新たな就業が進んでおり、これら新規就業者に対して、危険な作業環境の認識や労働災害を未然に防止するための知識・技能等の習得が重要となっている。作業環境の改善には、労働強度の軽減、安全性の向上につながる新たな林業機械等の導入が必要であり、機械化の推進は新規就業者の確保にも有効である。

なお、これら林業機械の導入にあたっては、作業システムや操作技術の習熟のほか新たな技術に対応したリスクアセスメント等の労働災害防止対策が必要である。

また、林業事業体においては、近年の木材価格の変動が大きい状況の中、安定的な経営を維持するための事業量の確保が課題となっている。

このような厳しい経営環境の中、各林業事業体においては、労働災害の発生が人的損失や経済的損失という事業体の経営への圧迫のみならず、社会的な損失をもたらすことになることを十分に留意するべきである。

今後、県内の充実した森林資源を活かし、林業の振興を図っていくには、事業量の確保及び新たな担い手の育成が重要であり、林業労働対策及び安全衛生対策を総合的かつ一体的に推進していく必要がある。

この大綱では、こうした状況を踏まえつつ、「第14次労働災害防止計画」及び「徳島第14次労働災害防止推進計画」に基づき、本県林業の労働災害防止と安全衛生の確保対策の推進方向を明らかにするものである。

令和5年10月 徳島県

## 2 林業労働災害の現状

林業労働においては、労働者の減少や高齢化に対処すべく作業改善や機械化が進められ、労働災害は減少傾向にある。しかし、労働災害の発生率を示す“死傷年千人率”は近年25前後で推移しており、これは全産業平均の約9倍となり高止まりしている状況である。(表-1)

表-1 死傷年千人率

|     | H28  | H29  | H30  | R元   | R2   | R3   | R4   |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 全産業 | 2.2  | 2.2  | 2.3  | 2.2  | 2.2  | 2.3  | 2.3  |
| 林業  | 31.2 | 32.9 | 22.4 | 20.8 | 25.4 | 24.7 | 23.5 |

※ 年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、千人率=1年間の死傷者数÷1年間の平均労働者数×1,000で表されます。

※ R2～R4の死傷者数には、新型コロナウイルス感染症の罹患によるものを含みません。

### (1) 林業労働の特徴

林業労働の特徴としては、就労環境面、労働安全面のそれぞれについて、次のようなことが挙げられる。

#### [就労環境面]

- ① 屋外作業であることから、天候に左右され、降雨、降雪時には、就労が行き難いこと。
- ② 春・秋の植栽、夏の下刈、秋から春にかけての伐採搬出、間伐、枝打作業など季節により作業種や作業量が異なること。
- ③ 作業現場が山間奥地、急峻な地形であることが多いため、足場が悪く、移動にも時間を多く要すること。
- ④ 作業現場により、地質、傾斜、対象木の大きさなど作業環境が異なること。

#### [労働安全面]

- ① チェンソー、刈払機など高速で回転する機械を使用するほか、鉈、斧など鋭利な刃物を使用すること。
- ② 木材という重厚で長大な素材を取り扱うこと。
- ③ 基本的には複数人で班を結成し作業を実施すること。
- ④ 「とくしま林業アカデミー」や「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等の国や県の施策の実施により、新規就労者の参入が進んでいること。
- ⑤ 高性能林業機械の導入が進み、生産性の向上が図られるとともに、労働強度の軽減等により、就労環境の改善が進められていること。

林業の就労環境の厳しさが労働安全衛生の確保を難しくしているが、近年は高

性能林業機械の導入が進み、作業強度の軽減が図られている状況にある。

一方、労働安全面では、複数人から成る班で作業を行っても、実際の作業は各人が分担して行うことが多いことから、事業主の指揮、監督が及び難く、奥地での事故の発生は、発見の遅れや被災者の搬送の遅れに直結し、重大な事故に繋がった事例もある。

さらに、林業労働者の中には、森林組合、素材生産業などの団体や会社に雇用されている雇用労働者のはかに、自営林業従事者、農業との兼業従事者、一人親方など様々な就業形態が存在する。その大部分は小規模零細であり、労働災害防止対策の基本となる安全衛生管理体制が不十分になることなど課題も多い。

こうしたことから、被雇用労働者以外の林業従事者個人だけでは十分な安全衛生の確保が難しく、地域ぐるみでの安全衛生対策が必要である。

## (2) 林業従事者の推移

令和2年における徳島県内の林業従事者数は761名であり、平成27年の822名と比較して61名減少している。

また、65歳以上の高齢者の割合は21%で、平成17年調査の29%からその割合は大きく下がっている。(表-2)

一方で高性能林業機械のオペレーターを中心に若者の新規参入がみられ、林業従事者に占める35歳未満の割合は、平成12年は9%であったが、令和2年の調査では14%まで高まっている。(表-3)

表-2 徳島県の林業従事者数 (単位：人、%)

| 年        | H 7   | H 12  | H 17  | H 22 | H 27 | R 2  |
|----------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 林業従事者数   | 1,255 | 846   | 604   | 837  | 822  | 761  |
| 増減率(対前回) | △25.1 | △32.6 | △28.6 | 38.6 | △1.8 | △7.4 |
| 65歳以上の割合 | 20    | 26    | 29    | 17   | 19   | 21   |

資料：国勢調査

表-3 35歳未満の林業従事者の割合 (単位：%)

| 年        | H 7 | H 12 | H 17 | H 22 | H 27 | R 2 |
|----------|-----|------|------|------|------|-----|
| 35歳未満の割合 | 6   | 9    | 10   | 15   | 16   | 14  |

資料：国勢調査

### (3) 林業労働災害の発生状況

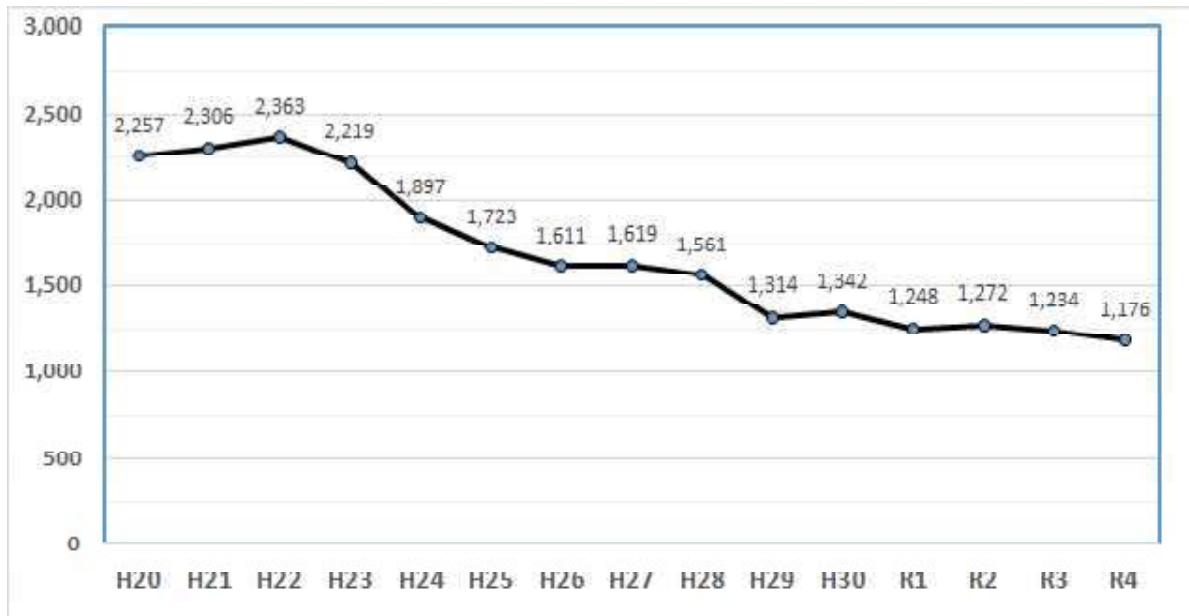
徳島県内における林業労働安全衛生推進大綱の計画期間ごとの林業労働災害の発生状況をみると、年ごとに発生件数のばらつきがあるが、前々計画期間（平成25～29年）と前計画期間（平成30～令和4年）を比較すると、5年間の災害発生件数は、142件から105件へと26%減少している。

また、死亡災害については、前々計画期間の3件に対し、前計画期間は発生しておらず、大きく改善した。（表－4）

表－4 徳島県の労働災害の発生状況  
(単位：件、人)

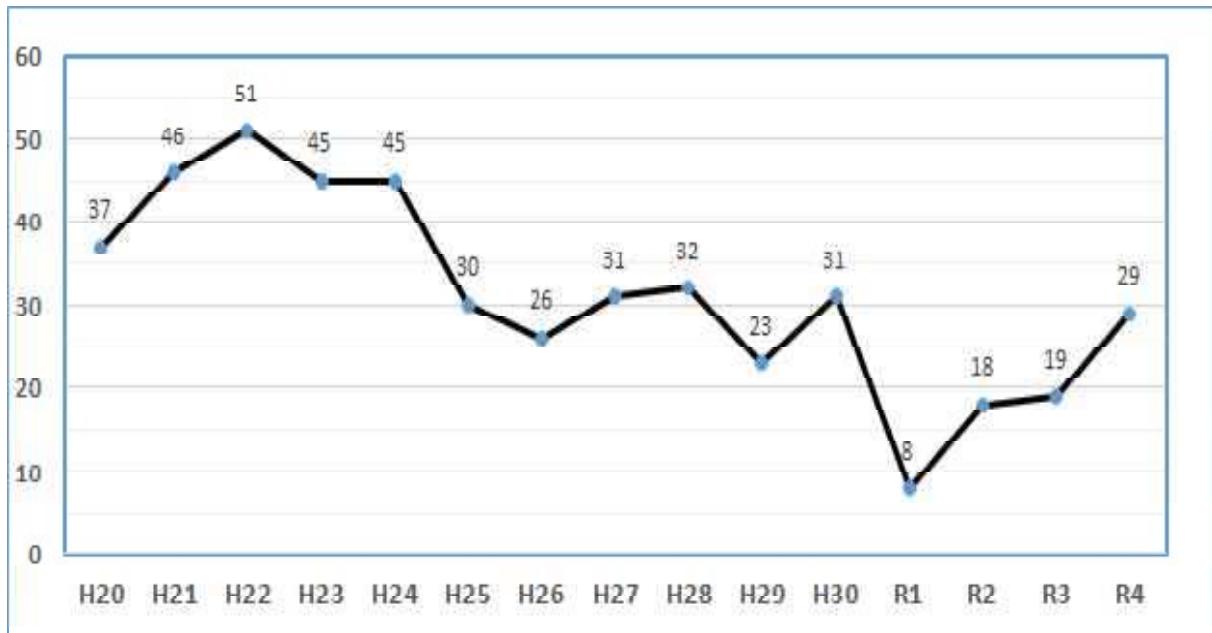
|     |      | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 林業  | 発生件数 | 30    | 26    | 31    | 32    | 23    |
|     | 死者数  | 0     | 2     | 0     | 0     | 1     |
| 全産業 | 発生件数 | 826   | 768   | 807   | 807   | 839   |
|     | 死者数  | 9     | 11    | 3     | 10    | 8     |
| 年   |      | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |
| 林業  | 発生件数 | 31    | 8     | 18    | 19    | 29    |
|     | 死者数  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 全産業 | 発生件数 | 822   | 794   | 876   | 1,017 | 2,039 |
|     | 死者数  | 12    | 7     | 5     | 8     | 9     |

資料：令和5年度版安全衛生の概況（徳島労働局）



図－1 全国の林業労働災害の発生状況 (休業4日以上の件数)

資料：厚生労働省資料から作成



図－2 徳島県の林業労働災害の発生状況（休業4日以上の件数）

資料：徳島労働局資料から作成

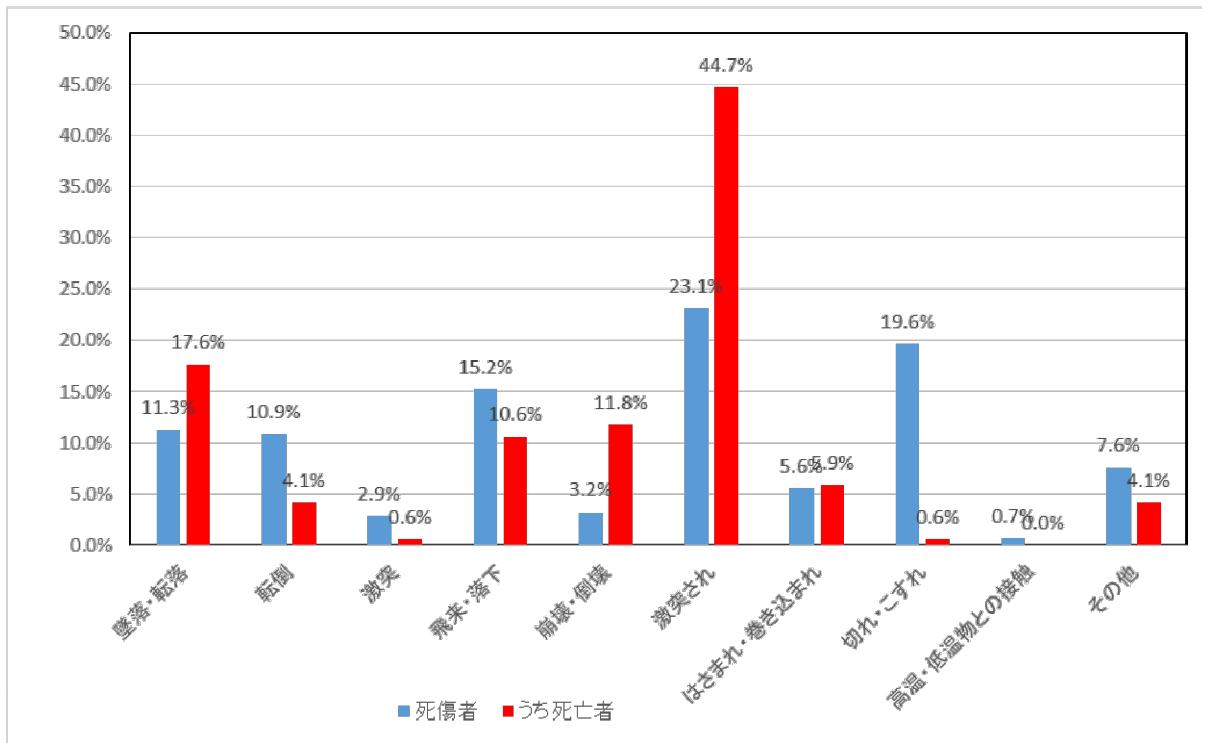
#### (4) 林業労働災害の分析

厚生労働省がまとめた令和3年労働者死傷病報告書によると、全国で発生した林業労働に関する死亡事故は30件であり、発生原因は、激突されたものが15件（50%）と最も多く、足場が悪いために発生する「墜落・転倒」が5件（17%）、「飛来・落下」、「転倒」と続いている。

また、同報告書の平成29年から令和3年までの5年間の林業死亡災害の合計170件を事故の型別に分析すると、「激突され」が76件、44.7%で最も多く、次に「墜落・転落」が30件、17.6%、「崩壊・倒壊」が20件、11.8%、「飛来・落下」が18件、10.6%などとなっている。（表－5）

表－5 全国の死傷者事故の型別件数（平成29年から令和3年までの5年間）

| 事故の型       | 件 数   |      | 割 合    |        |
|------------|-------|------|--------|--------|
|            | 死傷者   | うち死者 | 死傷者    | うち死者   |
| 墜落・転落      | 722   | 30   | 11.3%  | 17.6%  |
| 転倒         | 699   | 7    | 10.9%  | 4.1%   |
| 激突         | 184   | 1    | 2.9%   | 0.6%   |
| 飛来・落下      | 974   | 18   | 15.2%  | 10.6%  |
| 崩壊・倒壊      | 207   | 20   | 3.2%   | 11.8%  |
| 激突され       | 1,484 | 76   | 23.1%  | 44.7%  |
| はさまれ・巻き込まれ | 359   | 10   | 5.6%   | 5.9%   |
| 切れ・こすれ     | 1,258 | 1    | 19.6%  | 0.6%   |
| 高温・低温物との接触 | 42    | 0    | 0.7%   | 0.0%   |
| その他        | 485   | 7    | 7.6%   | 4.1%   |
| 合計         | 6,414 | 170  | 100.0% | 100.0% |



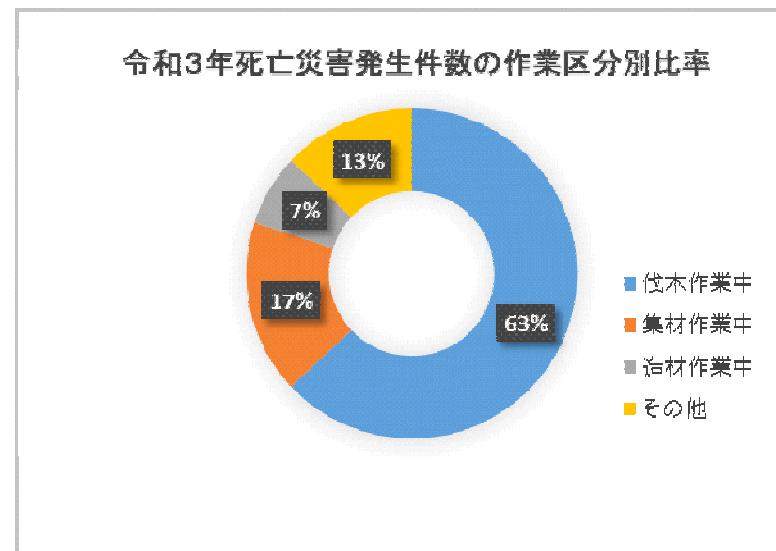
図－3 全国の死傷者事故の型別件数の割合 (単位 : %)

資料：労働者死傷病報告書（厚生労働省）から作成

全国の林業に関する労働災害における死亡災害は、令和元年は33人、令和2年は36人、令和3年は30人であった。

令和3年について、この死亡災害を作業種別に発生状況を分析すると、伐木作業中のものが最も多く19人で63%を占めており、次に集材作業中のものが5人で17%、造林作業中のものが2人で7%、その他が4人で13%となっている。(図－4)

| 作業区分  | 死 亡 者<br>数 | 比率   |
|-------|------------|------|
| 伐木作業中 | 19人        | 63%  |
| 集材作業中 | 5人         | 17%  |
| 造林作業中 | 2人         | 7%   |
| その他   | 4人         | 13%  |
| 計     | 30人        | 100% |



図－4 令和3年 作業区分別死亡災害発生件数 (単位 : 人)

資料：林野庁業務資料

令和3年の全国の林業における年齢別死亡災害発生状況については、60歳以上が15人で50%を占めて最も多く、次に40歳から49歳までが7人で23%を占めている。

一方、39歳以下の若い年齢層のものは、6人で20%となっている。（図-5）

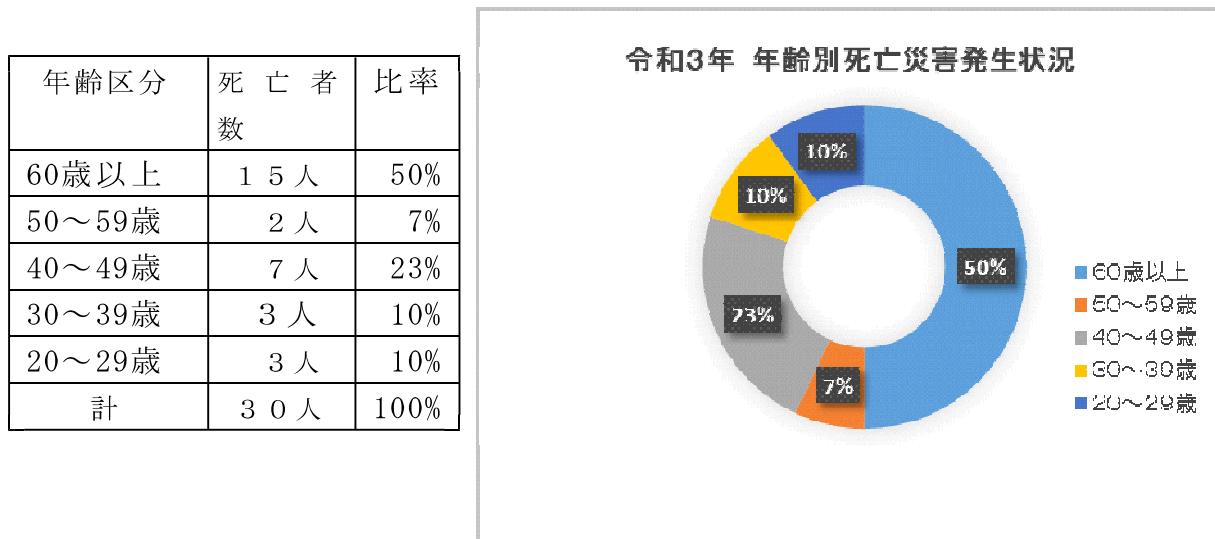


図-5 令和3年 年齢別死亡災害発生状況（単位：人）

資料：林野庁業務資料

#### （5）蜂刺され

蜂に刺されたときの全身症状では、蜂アレルギーによるアナフィラキシーショックに留意する必要がある。手当が遅れると生命にかかわり、全国でも死亡災害が発生している。

表-6 蜂刺されによる死者数（H24～R3）

（単位：人）

| 年        | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 全国の死亡者数  | 22  | 24  | 14  | 23  | 19  | 13  | 12  | 11 | 13 | 15 |
| 林業従事死亡者数 | 0   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  |

（注）林業従事死亡者数は内数

資料：林野庁経営課 業務資料

#### （6）振動障害新規認定者（林業）の推移

職業性疾病である振動障害は、新規認定者、継続療養者ともに減少傾向が続いている。令和3年は全国において、新規認定者は22人、継続療養者は797人まで減少している。

徳島県においては、令和3年の新規認定者はゼロで、療養継続者は17人となっている。

振動障害発生の原因は、チェーンソーだけでなく刈払機に起因するものもあり、低振動の機械や防振手袋の使用、使用時間の制限など慎重な取扱いが必要である。

表－7 振動障害新規認定者等の推移

(単位：件、人)

| 年         |     | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30 | R元  | R2  | R3  |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 新規<br>認定者 | 徳島県 | 1     | 0     | 0     | 1     | 0     | 1     | 0   | 0   | 0   | 0   |
|           | 全 国 | 48    | 53    | 44    | 41    | 35    | 35    | 24  | 24  | 27  | 22  |
| 療養<br>継続者 | 徳島県 | 33    | 30    | 26    | 23    | 22    | 21    | 20  | 18  | 18  | 17  |
|           | 全 国 | 1,332 | 1,226 | 1,191 | 1,139 | 1,068 | 1,017 | 966 | 905 | 844 | 797 |

資料：厚生労働省「業務上疾病の労災補償状況調査」

## (7) 森林内等の作業におけるダニ刺咬予防対策

ダニ媒介性疾患「重症熱性血小板減少症候群 (Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome:SFTS)」の症例が国内で確認されている。SFTSは多くの場合、森林や草地等の屋外に生息するマダニに咬まれることにより感染するが、これまでの調査から、SFTSウイルスは以前から存在していたことが示唆されており、感染の危険が急に高まったものではない。マダニは全国的に分布していること、また、SFTS以外にも日本紅斑熱やライム病等の感染症を媒介することから、特にマダニの活動が盛んな春から秋にかけて、マダニに刺されないよう注意する必要がある。

### 3 第14次労働災害防止計画の概要

---

厚生労働省が令和5年3月に公表した「第14次労働災害防止計画」の概要は、次のとおりである。

#### (1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全対策の責務を負う事業者や注文者のか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全対策は、ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

#### (2) 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

#### (3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

## ア アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。国は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

- (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進
  - (林業)
    - ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

## イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

- (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進
  - (林業)
    - ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%

以上減少させる。

- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

## ○林業対策

- (ア) 労働者の協力を得て、事業者が行うこと
  - ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。
- (イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと
  - ・小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について、関係事業者に対し一層積極的に周知し、これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
  - ・林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

## 徳島労働局が定めた「徳島第14次労働災害防止推進計画」の概要

徳島県内で働く労働者の安全と健康を確保するため、令和5年度から令和9年度までの5年間を期間とする「徳島第14次労働災害防止推進計画」を定める。

### (1) 計画の目標

「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、「徳島第14次労働災害防止推進計画」においてもアウトプット指標とアウトカム指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

#### ア アウトプット指標

- (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (ウ) 業種別の労働災害防止対策の推進
  - (林業)
    - ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131第1号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
- (エ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### イ アウトカム指標

- (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (ウ) 業種別の労働災害防止対策の推進
  - (林業)
    - ・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上以上減少させる。
- (エ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、令和4年の9人と比較して、令和9年においては、3人以上減少（6人以下）する。
- ・増加傾向にある死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

## (2) 業種別の労働災害防止対策の推進

### 林業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が行うこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（令和2年1月31日付け基発第0131号第4号改正。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

#### (イ) (ア) の達成に向けて当局が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」及び「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、関係機関が協力した取組を進める。

## 4 徳島県における林業労働災害の防止対策

### (1) 徳島県における林業労働対策防止目標

#### ① 死亡災害

ゼロとする。

#### ② 労働災害発生件数

令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。

併せて、令和5年から令和9年までの5年間の労働災害の総発生件数を前期5年間の105件から10%以上減少させ、94件以下とする。

前計画期間中の発生件数 105件

今計画期間中の発生件数 94件以下

表－8 第14次労働災害防止計画の目標値

(単位：件)

| 令和9年目標   |                        | 第14次労働災害防止計画期間 |      |      |      |      |
|----------|------------------------|----------------|------|------|------|------|
| 令和4年発生件数 | 目標値（令和4年から10%以上減少させる。） | 令和5年           | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 |
| 29       | 26以下                   | 19             | 19   | 19   | 19   | 18   |

(注) 目標値は、令和9年において、令和4年と比して10%以上減少させる。

死亡災害は、前期、発生がゼロだったため、引き続きゼロとする。

### (2) 林業労働災害防止対策の具体的な事項

徳島労働局の定める「第14次労働災害防止推進計画」の業種別の労働災害防止対策の推進に基づき、次の対策に取り組む。

#### ア アウトプット指標

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を、令和5年8月時点の65%から令和9年までに75%以上とする。

#### (解説)

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場とは、次の2つ以上の事項に取り組んでいる事業場をいう。なお、全ての事項に取組むのが原則である。

- ①事前調査の実施と作業計画の作成
- ②リスクアセスメント等の実施
- ③作業指揮者の配置
- ④ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の遵守の徹底
- ⑤ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法、伐木等作業の徹底

#### イ アウトカム指標

林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して10%以上以上減少させる。

併せて、令和5年から令和9年までの5年間の労働災害の総発生件数を前期5年間の105件から10%以上減少させ、94件以下とする。

### (3) 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が行うこと

「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

#### （イ）（ア）の達成に向けて県が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」及び「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、関係機関が協力した取組を進める。

また、次の①から⑬の対策を積極的に推進していく。

特に林業が労働災害多発業種に指定されていることを踏まえ、①リスクアセスメントの普及促進、②かかり木処理における安全作業の徹底、③高性能林業機械等の安全対策の周知徹底、④伐木造材及び機械集材等における安全な作業方法の徹底に重点的に取り組む。

#### ① リスクアセスメントの普及促進

作業現場におけるリスクを着実に低減させるため、啓発活動を行うとともに、個別事業体が適切に実施できる支援体制を整備する。

#### ② かかり木の処理作業における安全作業の徹底

全国で死亡災害が多発しているかかり木処理作業について、各種啓発活動、技術研修を通じて安全な作業方法の徹底を図る。

#### ③ 高性能林業機械等の安全作業の周知徹底

徳島県で導入が進んでいる高性能林業機械等の安全な作業の徹底を図る。

④ 伐木造材及び機械集材等における安全な作業方法の徹底

チェーンソーによる伐木等作業中に発生する死亡災害が多くを占めていることから、安全な伐倒方法や下肢を保護する防護衣着用の徹底、適切な履物の使用、安全教育の充実、技術研修等を通じて安全な作業方法の徹底を図る。

⑤ 刈払機による安全作業の徹底

一旦、発生すると重大災害に結びつき易い刈払機による労働災害を防止するため、技術研修等を通じて安全な作業方法の徹底を図る。

⑥ 労働災害発生時における緊急連絡体制の整備の促進

緊急時の連絡方法、被災者の移送方法、連絡責任者の選任・役割などを明らかにし、日常から作業開始前の確認やマニュアルを携行するなど緊急時に対応するため周知徹底を図る。

また、災害発生に備え、GPSによる現場位置情報を共有し、常日頃から地域における救助体制を確認するなど、緊急時に応じた体制を整える指導を行う。

⑦ 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施

具体的な安全管理及び安全意識向上教育の手法を実践的に指導する安全管理指導専門家を活用し、林業事業体、特に労働災害事故が発生した事業体に対して重点指導を行う。また、安全衛生指導員による巡回指導活動を強化する。

⑧ 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底

作業者の健康確保のため、チェーンソー、刈払い機等低振動工具の使用方法や使用時間について、作業管理及び健康管理に関する技術研修等を通じて徹底を図る。

⑨ 防護網の使用等による蜂刺され災害防止対策の徹底

防蜂網の着用等蜂刺されを防止する対策、さらに蜂災害によるアナフィラキシーショック対策として、自己注射器の普及等、蜂刺され災害防止対策の徹底を図る。

これらの事項に加え、次の対策を推進する。

⑩ 木材積み下ろしにおける安全作業の徹底

⑪ 通勤・作業現場への移動中の交通労働災害防止対策の徹底

⑫ 新規就業者、研修者等の技術未習熟者への安全作業の徹底

⑬ 中高齢労働者に対する安全作業の徹底

(4) 労働安全衛生法に基づく作業主任者等の養成

林業の作業に従事するには、労働安全衛生法に基づき、免許取得や講習受講及び特別教育の受講が必要であり、徳島県立農林水産総合技術支援センター等を活用して、免許・資格等を取得するよう指導する。

また、林業架線作業等、作業主任者の選任を要する作業については、必ず作

業主任者を選任するよう作業者等に周知徹底するとともに、作業主任者等の資質向上に努める。

徳島県立農林水産総合技術支援センター等で実施する講習は次のとおりである。

表－9

| 徳島県立農林水産総合技術支援センター |             |
|--------------------|-------------|
| 林業架線作業主任者講習        | 玉掛け技能講習     |
| 機械集材装置運転特別教育       | はい作業主任者技能講習 |
| 小型移動式クレーン運転技能講習    |             |
| フォークリフト運転技能講習      |             |
| 森林林業基本講習           |             |
| 車両系建設機械運転技能講習      |             |

| 林業・木材製造業労働災害防止協会徳島県支部 |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 刈払機取扱作業者安全衛生教育        | 簡易架線集材装置等運転特別教育 |
| 伐木等特別教育               | 伐木等機械運転特別教育     |
| 走行集材機械運転特別教育          |                 |

#### (5) 振動障害防止対策

振動障害予防のために振動障害に係る特殊健康診断の受診を徹底指導する。

#### (6) ダニ刺咬予防対策

ダニ媒介性疾患「重症熱性血小板減少症候群:SFTS」の症例が県内で確認されており、森林に立ち入る場合には、長袖・長ズボン、手袋や首にタオルを巻くなど、肌の露出を出来るだけ少なくするよう指導する。

#### (7) 热中症予防対策

热中症予防に関する教育の実施及び内容の充実を図り、予防対策・早期対応の重要性を認識するよう指導する。

#### (8) 心身の健康の保持増進対策の推進

##### ア 一般健康診断による健康管理の推進

一般健康診断の受診を促進し、その結果に基づく適正な健康管理の徹底を図る。

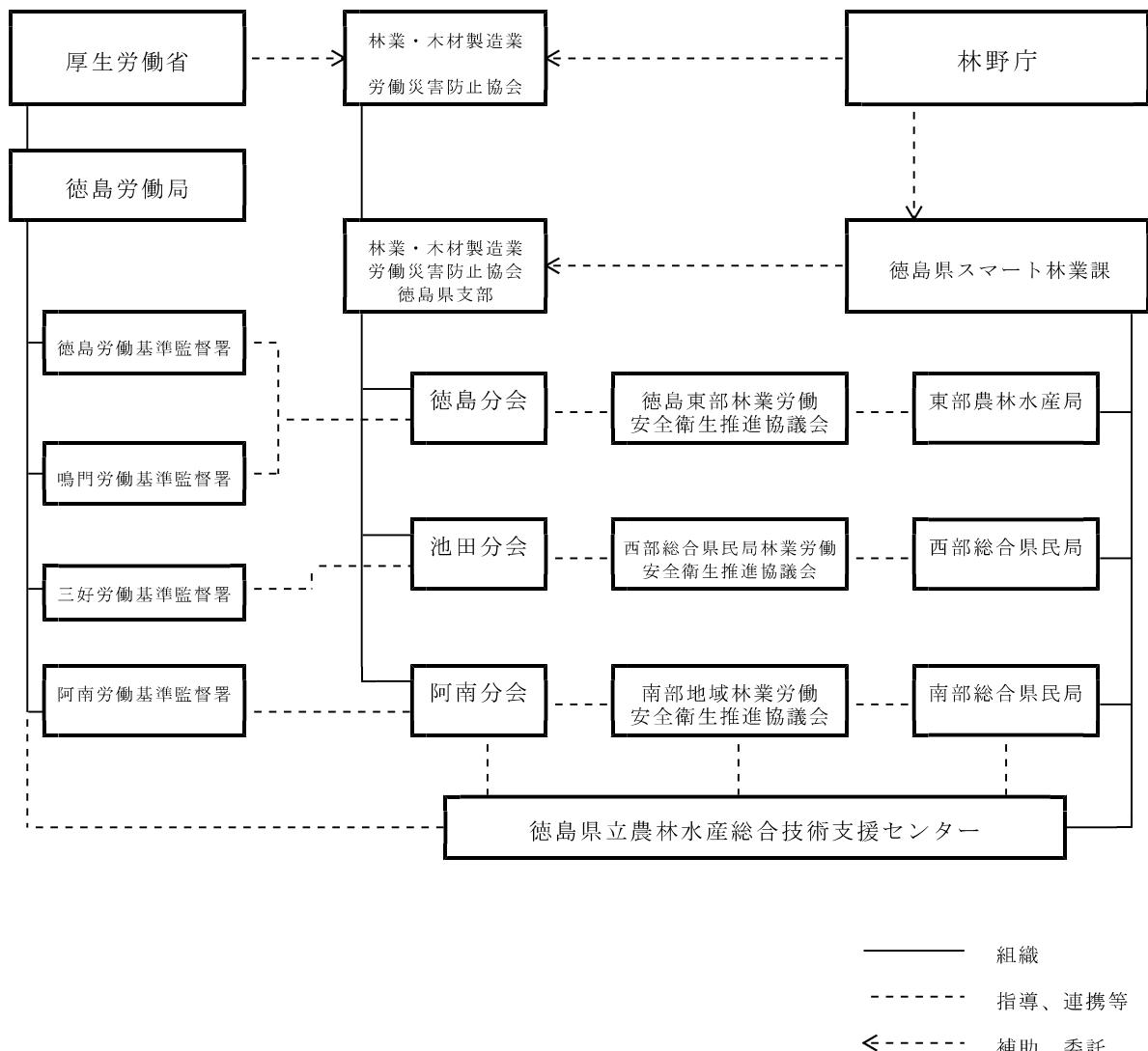
##### イ 心身両面にわたる健康づくりの推進

U・I ターンによる就業や若年層の他産業からの転職など就労の形態が変化してきており、組織内におけるストレスの予防等林業従事者の心身両面にわたる健康の保持、増進を推進するため、(公財)徳島県林業労働力確保支援

センター等による相談活動を充実する。

図－6 徳島県の労働安全衛生に係る指導体制

令和5年8月現在



## 附 屬 資 料

# 「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント

徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

## ◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）

- ・死亡者数：9人
- ・死傷者数：2039人（休業4日以上）

■ 労働災害は長期的には減少しているが、転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症患者により労働災害は大幅に増加した。

■ 死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

## ◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成することを目指しています。

**令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させることを目指しています。**

## ◎徳島第14次防推進計画における指標

### アウトプット指標

### アウトカム指標

#### ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和4年と比較して令和9年までに増加させる。

- ・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。

#### ○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

- ・増加傾向にある60歳代以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

| アウトプット指標  | アウトカム指標  |
|---|--|
| <b>○業種別の労働災害防止対策の推進</b>   |  |
| ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主含む。)の割合を令和9年までに45%以上とする。  | ・陸上貨物運送事業の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。   |
| ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。  | ・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。   |
| ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。   | ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。  |
| ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。   | ・林業の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。   |
| <b>○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</b>  |  |
| ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。  | ・外国人労働者の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。   |
| <b>○労働者の健康確保対策の推進</b>   |  |
| ・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。  | ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。   |
| ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。   |  |
| ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする   | ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。  |
| ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。   |  |
| ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。  | (指標は立てず)労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。  |
| <b>○化学物質等による健康障害防止対策の推進</b>   |  |
| ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。  | ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。  |
| ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上するとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。                       | <p>徳島第14次防推進計画の詳細は、<br/>ホームページをご覧ください。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div> <b>第14次防関連<br/>厚生労働省ホームページ</b> </div> </div> |
| ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和4年と比較して令和9年までに増加させる。  | ・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。   |
| <b>徳島推進計画</b>   |  |
| <p>アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少(6人以下)となる</li> <li>・増加傾向にある死傷災害(新型コロナウイルス感染症り患者除く)については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。</li> </ul> |  |

# チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

## 1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年にチエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チエーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木等作業の結果がかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することにより、ガイドラインに基づく措置を講ずることにより、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することにより、労働者（事業者）が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

## 2 概要

### （1）伐木等作業における保護具等の選定及び着用

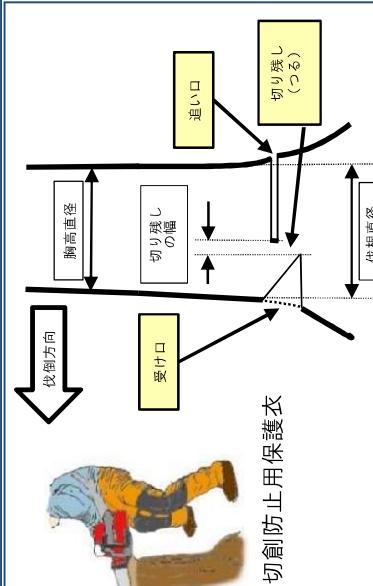
次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。（①下肢の切創防止用保護衣（図1）、②衣服、③手袋、④安全靴、⑤保護帽、保護網・保護鏡及び防音保護具）

### （2）チエーンソーの選定、取扱い方法等

- （3）伐木等作業を行つたための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）
- （4）伐木等作業における安全の確保

- ①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適當な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。
- （5）伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チエーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保
- （6）かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行つてはならないこと。

- ①かかられている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の枝切りの元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、④かかり木の枝切りなお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。



（図2）受け口、追い口等の関係図

## チエーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

|   |                                |   |                   |
|---|--------------------------------|---|-------------------|
| 調査・記録：令和 年 月 日  | 事業者名<br>調査・記録難氏名<br>計画作成者難氏名   | ⑩   |                   |
| 作 成：令和 年 月 日  | 作業責任者名<br>作業運送先                | ⑪   |                   |
| 第 回改定：令和 年 月 日  |                                |   |                   |
| <b>事業場(現場・団地)名</b>  |                                |   |                   |
| 作業場所（林班等）   |                                |   |                   |
| 作業地の概況  | 作業期 間                          | 自 令 和 年 月 日 ~ 至 令 和 年 月 日                   |                   |
| ①地形の状況  | (傾斜)<br>(傾斜地の場合) 急傾斜 中間 段差地    | (平均的な傾斜<br>なだらか)                            |                   |
|   | (斜面の向き) 日照よい(南向き等) それ以外(北向き等)  | (※留意点)                                      |                   |
| ②地質・水はけの状況  | (岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい           | (※留意点)                                      |                   |
|   | (転石・浮石) 多い 中間 少ない              | (※留意点)                                      |                   |
| ③埋設物・架空線の近接の状況  | (水はけ) よい 中間 悪い                 | (※留意点)                                      |                   |
|   | (埋設物) 無 有 ( )                  | (※留意点)                                      |                   |
|   | (架空線) 無 有 ( )                  | (※留意点)                                      |                   |
| ④伐倒対象の立木の状況   | (樹種) スギ ヒノキ その他の ( )           | ( )   |                   |
|   | (樹齡) ( ) 年生が主体                 | ( )   |                   |
|   | (大きさ) 胸高直径 (cm程) 樹高 (m程)       |   |                   |
|   | (大きさのばらつき) 多い 中間 少ない           | (※留意点)                                      |                   |
|   | (立木の密度) 密 中間 薄                 | (※留意点)                                      |                   |
| ⑤つるがらみ、枝がらみの状況  | (つるがらみ) 無 有 有 ( )              | (※留意点)                                      |                   |
|   | (枝がらみ) 無 有 有 ( )               | (※留意点)                                      |                   |
| ⑥枯損木等の状況  | (枯損木) 無 有 ( )                  | (※留意点)                                      |                   |
| ⑦下層植生の状況  | (風倒木) 密 中間 薄 (※留意点)            | (※留意点)                                      |                   |
| ⑧作業の方法  | 車両系木材伐出機械の使用 その他 ( )           | ( )   |                   |
| ⑨伐倒の方法  | 間伐 ( 定性 列状 ) 皆伐 抜伐 切捨て その他 ( ) | ( )   |                   |
| ⑩伐倒の順序  | 尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他 ( )      | ( )   |                   |
| ⑪かかり木の処理の方法   | 車両系木材伐出機械 フェリンクレバー ロープ その他 ( ) | ( )   |                   |
| ⑫退避場所設定標示   | テープ表示 その他 ( )                  | ( )   |                   |
| ⑬立入禁止設定標示   | 標識看板 繩張り カラーコーン その他 ( )        | ( )   |                   |
| ⑭合図の方法  | 笛 トランシーバー 手旗 その他 ( )           | ( )   |                   |
| ⑮伐倒木等転落・滑動防止措置  | 杭止め 支柱 下方の立ち入り禁止 その他 ( )       | ( )   |                   |
| ⑯その他安全対策  |                                |   |                   |
| 【参考：厚生労働省「危険作業規制の要約」】   |                                |   |                   |
| *「チエーンソーによる伐木等の安全に関するガイドライン」の改正について（基発0131第1号令和2年3月1日）  |                                |   |                   |
| には、地域の概況、作業の方法、作業の安全対策を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チエーンソーを用いて木材の作業を行う場合、車両系木材伐出機械を用いた作業等の調査及び記録を行うことは可能である。 |                                |   |                   |
| ⑰周知の記録  | ・当作業計画書に従って作業します。< 月 日 > (署名)  |   |                   |
| ⑱作業者名   | チエーンソー使用有無                     | チエーンソーメーカー                                  | 合数                |
| 作業班   | 有 無                            |   |                   |
| ⑲緊急時の対応   | 林班(学) 小班(地番)                   | G P S経度：<br>緯度：                             | 消防署 ( ) 病院 ( )    |
|   | ⑩緊急車両走行経路、緊急連絡先                | ・緊急車両待合せ場所(林道等名称：<br>位置・特徴：<br>・会社( )事務所) : | ・                 |
|   | ⑪携帯電話等・無線通信による通話可能な範囲          | ・林道等名称：<br>位置：                              | ・救急セット配備場所 :      |
|   |                                |   | ・普通救命講習受講者名 :     |
|   |                                |   | ・普通救命講習受講者名 :     |
|   |                                |   | ・折りたたみ布垣架等の配備場所 : |
|   |                                |   | ・                 |
|   |                                |   | ・                 |

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

#### 1. 基本的な事項

- (1) 記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること。
- (2) 本様式は、標準的な作業計画を示すものであって、現場や作業の実態等を踏まえ、適宜、記入する項目や情報業計画として、本様式を活用することは可能であること。
- (3) 事業者は、チーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業その他の作業のための調査及び記録を行う場合であっても、本様式を活用することは可能であること。
- (4) 事業者が、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた様式の記入例を作成し、社内配布することは望ましいこと。

#### 2. 作業地の概況に係る留意事項

- (1) 本様式の各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2) 計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入等」を参考にすること。
- (3) 「※留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- (4) 「作業責任者・連絡先」欄には、必要に応じて、「作業指揮者」等の関係者の職氏名を含めて記入すること。
- (5) 「①地形の状況」の（傾斜）の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるかを記入すること。
- (6) 「②地質・水はけの状況」の（傾斜地・崩壊地）の欄には、急傾斜か、ならか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜（おおよその傾斜角度）を記入すること。
- (7) 「③地形の状況」の（傾斜の向き）の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か（北向き等）により日照がよいといえないか等）を記入すること。
- (8) 「④地質・水はけの状況」の（岩石地・崩壊地）の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (9) 「⑤地質・水はけの状況」の（転石・浮石）の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- (10) 「⑥地質・水はけの状況」の（水はけ）の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- (11) 「⑦埋設物・架空線の近接の状況」の（埋設物）及び（架空線）の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- (12) 「⑧伐倒対象の立木の状況」の（樹種）の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- (13) 「⑨伐倒対象の立木の状況」の（樹齡）の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。
- (14) 「⑩樹齢については、概ねの年数であって差し支えないこと。
- (15) 「⑪伐倒対象の立木の状況」の（大きさ）の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す記入であっても差し支えないこと。
- (16) 「⑫伐倒対象の立木の状況」の（立木の密度）の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集成しているか（密）、疎らか（疎）、その中間であるかを記入すること。
- (17) 「⑬つるがらみの状況」の（つるがらみ）の欄には、伐倒対象の立木でのそれらの有無を記入すること。
- (18) 「⑭枯損木等の状況」の（枯損木）及び（風倒木）の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。なお、必要に応じて、「かかり木状態の木の状況」を含めて記入すること。
- (19) 「⑮下層植生の状況」の（かん木）及び（草木）の欄には、作業を行う場所において、各々多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。

#### 3. 作業計画の内容に係る留意事項

- (1) 「⑯作業の方法」の欄には、チーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を記入すること。
- (2) 「⑰その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であって、リスクアセスメントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた位置を記入すること。
- (3) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面（事業図、森林図、地図等）を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合は、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- (4) 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項

  - (1) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面（事業図、森林図、地図等）を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合は、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
  - (2) 概略図には、「①地形の状況」、「②地質・水はけの状況」及び「③埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を見ることが望ましいこと。
  - (3) 安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
    - (ア) 労働災害の発生のおそれがある場所
      - (ア) 岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
      - (イ) 立木に、つるがらみ、枝からみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
      - (ウ) 枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下するおそれがある場所
    - (イ) 作業の方法
      - (ア) 作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番（どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。）がわかるように、必要な情報を記入すること。
      - (イ) 立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。
  - (5) その他
    - (1) 「⑪緊急車両の走行経路、緊急連絡先」の欄には、緊急車両が林道等に至る一般道からの入り口、緊急車両が通行できる林道等、林道等において、緊急車両の待機が可能である場所等を記入すること。
    - (2) 「⑫携帯電話等・無線通信による通話が可能である範囲」の欄には、移動体通信（携帯電話（スマートフォンを利用する場合を含む。）及びPHS。）又は無線通信（トランシーバーを含む。）による通話が可能である範囲を記入すること。

## 機械作業計画書（伐出等）

【伐木・木寄せ・集材・造材・はい作業・搬出運搬】

|                     |                                   |    |    |     |     |     |
|---------------------|-----------------------------------|----|----|-----|-----|-----|
| 調査記録：令和年月日          | 事業者名<br>〔印〕                       |    |    |     |     |     |
| 作成：令和年月日            | 調査・記録者職名                          |    |    |     |     |     |
| 第回改定：令和年月日          | 計画作成者職名                           |    |    |     |     |     |
| 事業場（現場・団地）名称        |                                   |    |    |     |     |     |
| 作業場所（林班等）<br>作業班    |                                   |    |    |     |     |     |
| 現場責任者職氏名<br>先連絡     |                                   |    |    |     |     |     |
| 作業期 間 自令和年月日～至令和年月日 |                                   |    |    |     |     |     |
| 区分                  | 機械名称                              | 能力 | 台数 | 所有者 | 運転者 | 資格等 |
|                     |                                   |    |    |     |     |     |
|                     |                                   |    |    |     |     |     |
|                     |                                   |    |    |     |     |     |
|                     |                                   |    |    |     |     |     |
| 選任・指名               | 作業責任者名                            |    |    |     |     |     |
|                     |                                   |    |    |     |     |     |
| 合國の方法               | 手・笛・旗・無線・その他（ ）                   |    |    |     |     |     |
| 危険範囲禁止措置            | 監視人・バリケード・トラロープ・カラーコーン・警報装置       |    |    |     |     |     |
| 地形                  | 平地・傾斜（ ）・段差地・作業面（広い・狭い）           |    |    |     |     |     |
| 計地質                 | 硬岩・軟岩・礫・砂礫・シルト・粘性土・泥炭             |    |    |     |     |     |
| 架空線近接と防護法           | 架空線（有離れm・無）防護方法（ ）                |    |    |     |     |     |
| 機械転倒の危険             | 有・無 防止措置（ ）                       |    |    |     |     |     |
| 内作業システム（簡潔に記入）      | ム                                 |    |    |     |     |     |
| 作業方法・伐採樹種           | 皆伐・抾伐（材積%）、材積m <sup>3</sup> 、面積ha |    |    |     |     |     |
| 伐採樹種                | 伐採樹種： %                           |    |    |     |     |     |
| 安全対策（危険予知に対する措置内容）  | 策                                 |    |    |     |     |     |

|                                     |   |                  |
|-------------------------------------|---|------------------|
| 周知の記録<br>・当作業計画書に従つて作業します。<月 日>（署名） |   |                  |
| 緊急時の対応<br>緊急車両の走行経路、緊急連絡先           | 林班(字) 林班(地番)<br>小班(地番)  | G P S 経度：<br>緯度： |
| 携帯電話等・無線通信による通信可能範囲                 | 消防署 消防院 (区)<br>" " "  | （位置・特徴）          |
| 応急措置及び傷病者の搬送方法                      | 緊急車両待合せ場所（林道等名称）<br>会社（事務所）   | （位置・特徴）          |
| 備考                                  | ①-1 林業新規作業主任者免許<br>②-1 移動式クレーン運転免許（5t以上）<br>②-2 移動式クレーン運転免許・小走行式クレーン運転技能講習修了者（1t以上）<br>③-1 木材仕出機械（伐木木登攀機械）の運転に係る特別教育修了者（1t未満）<br>③-2 木材仕出機械（伐木木登攀機械）の運転に係る特別教育修了者（1t未満）<br>④ 伐木登攀機械（伐木木登攀機械）の運転に係る特別教育修了者（1t未満）<br>⑤ 地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者<br>⑥ はい作業主任者技能講習修了者 |                  |

〔参考：安全衛生法・安全管理規則の条文の別紙〕

\* 安衛則 第百五十二条の二第一項の要約：事業者は、車両系木材伐出機械について作業を行うことを、あらかじめ、作業計画面により作業を行わなければならぬ。1. 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力 2. 車両系木材伐出機械の運行経路 3. 車両系木材伐出機械の運行方法及び場所 \* 安衛則 第百五十二条の二第二項、百二十五条及び百五十三条の要約：事業者は、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業器械作業又は簡易林業製業作業を用いて行う作業の各事業計画に示す事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の施術の方法」を追加。

【伐木・木材・集材・造材・**作業**】搬出運搬・機械作業計画書（伐出等）

(記載例)

## 作業場所及び作業範囲と運行経路

